

が幹事長が代理出席する事は従前より認められて居る處である
質問 官業共済組合法人化運動は何うなつて居るか、又本年逓信省の回答は「各省共済組合それ」特徴を有し、あ
るが其の特徴差違を具體的に説明して欲しい

答 高池本部長 官業共済組合法人化運動は益々其の目的貫徹の爲め凡ゆる機會に於いて努力し又は當局への促進提議
を續け目下各共済組合に於いて聯合審議中であるとの事である、各官業労働組合共済組合法人化促進協議會は開催し
なかつたが相會する機會が多かつたので其の都度此の事に關し協議をした第二項の特徴差違に就いては例へば病院を
經營するもの、年金制を持つもの、給與額の差違等あるが詳細に精確を期する爲めには資料と時間を必要とする直接
本部出席に來られて資料一覽あれば尙良いと思ふ。
會務報告に對する質疑を打ち切り萬場一致承認

一、建議委員會報告（承認）

委員長 千葉勝男

休憩（二時間）——再開七時四十五分議案審議に入る。

一、議案審議

一、病氣缺勤手当日數延長に關する件

説明 山崎勝司君

山崎君登壇して逓信部内職員共済組合規則第十七條の醫療給與金の給與日數「一事業年度を跨ぎ六十日以内」とあるは餘りに短すぎると實例を擧げて指摘し給與日數九十日に延長を要求せんとするものである、説明を終り、質問に入る——質問なく直ちに討論に入つて——賛成宮尾眞一君（品川）ありて採決に入り萬場一致可決

二、雇員雇上制度確立の件

説明 山田正巳君

わが鐵道郵便局は、乗務の關係上、缺勤者を生じたる場合は、當然受へべき休暇を停止して、以て缺員を補充する、

爲めに従事員の勞務は加重され、従事員の保健は甚だしく害される、又事務能率を減退せしむる故に雇員の雇上制度を確立し、休暇日に對する勞務報酬の適正を當局に要求せんとするものである——説明を終り、質問討論の要なしの聲に直に採決に入り——萬場一致可決

三、配達區域縮減の減少の件

説明者 芥名春治君

名古屋地方に於ける例を擧げ、郵便配達區縮少の要求は悉く、全郵便従事員の要求であらうと、説明を終り、質問なく討論に入る——宮田松藏君（中野）發言を求めて——本案絕對賛成の意見を述べ、採決に入り萬場一致可決

四、在職慰勞手当増額要求の件

説明 秋葉榮作君

『在職慰勞手当増額要求について異議を有する逓信従業員は一人もあるまい』と前提して我等逓信従事員の他官省従事員に比較して最劣悪な地位に置かれて居ると例證し、根據なき差別待遇に對し、全逓信従事員は全體的協力を以て反對しなければならぬ。在職慰勞手当も又其の例に漏れないと、實例を擧げて、堂々と逓信當局の官僚的イデオロギーに突撃し、鐵道省従事員諸君が減俸問題の際に退職賜金の恒久性を固ひ取つたのであるが、我等は此の鐵道従事員に認容したると同程度の在職慰勞手当を要求すると説明を終る——質問に入り小林松吉君（經理局製機）原案は非現員を含むや否や——勿論質問者の希望の如く含めて差支ない——質問を終つて——討論に入り——賛成齋谷清君（東工浪花茅場）逓信工員に對する退職手当制度制定要求を付して原案を支持する——斯くて以上の修正意見を含めて、採決の結果萬場一致可決

五、被服並業務用器具改善要求に關する件

説明 中里道之亮君

七議案を一括した本案を説明すべくわれ等の中里君登壇して次の如き諸點を擧げて其の改善を要求すと結ぶ。（一）原備人を通じ外套使用年限を二年とする事、（二）雨合羽を上質の物とする事、（三）通信工手の被服（ツビ）を洋服とする事（四）電信配達用自転車使用年限一臺一年とする事、（五）工務工車用車を便宜なものにする事等を説明す。質問なく——討論に入り小林君（龜戸）外套の裏付支給要求の修正意見——賛成穴兼藏君（榮町）ズボンカバーを全體的に支給要